

報告第6号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、神戸地方裁判所洲本支部に対し、市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月6日提出

淡路市長 戸田 敦大

委任専決第4号

市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起についての専決処分について

次のとおり、神戸地方裁判所洲本支部に対し、市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和7年6月16日

淡路市長 戸田 敦大

1 当事者

(1) 原告 淡路市 代表者市長 戸田 敦大

(2) 被告

住所 兵庫県淡路市下司

氏名

2 請求の趣旨

被告に対し、市営住宅の明渡しを求めるとともに、未払の家賃、督促手数料（以下「滞納家賃等」という。）及び入居許可の取消しをした日から当該住宅の明渡しを行う日までに係る損害金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該住宅の明渡し並びに滞納家賃等及び損害金の支払について、仮執行の宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 本市は、被告に対し、住宅への入居を決定し、相手方は、平成9年6月1日付けで当該住宅に入居した。
- (2) 本市は、被告が住宅の家賃の滞納が相当期間あるにもかかわらず、本市の再三の催告にも応じなかったため、令和7年3月10日付けで内容証明郵便にて、被告に対し、2週間の期限を持って滞納家賃の納付等を催告した。その結果、被告から同月14日に滞納家賃等の一部が納付されたが、平成23年11月分から平成26年12月分までの滞納家賃等の合計940,400円は依然納付していない。
- (3) 本市は、被告に対し、淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第198号。以下「条例」という。）第45条第1項第2号に規定する入居許可の取消要件に該当するため、令和7年3月25日付けで当該住宅への入居許可を取り消した。
- (4) 本市は、令和7年4月9日付けで残額の納付について、分納計画を提案したものの、被告は、納付について未だ真摯な対応を見せず、誠意ある納付契約がなされていない。
- (5) 本市は、令和7年4月24日付けで被告に対して、同年5月10日を期限として、住宅の明渡しを請求し、自主的な退去を求めている。
- (6) 以上のことから、本市は、条例第45条及び淡路市営住宅の家賃滞納整理事務処理要綱（平成17年淡路市訓令第33号）第7の規定により、当該住宅の明渡しと滞納家賃等940,400円（家賃936,600円、督促手数料3,800円）及び入居許可取消しをした日から当該住宅の明渡しを行う日までに係る損害金の支払を求める。

4 訴訟追行の方針

判決の結果必要があると認めるときは、上訴する。